

議案第8号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

公簿、図面等の閲覧	1件につき	300円	
-----------	-------	------	--

」を

「

公簿、図面等の閲覧	1件につき	300円	
市長が認める分筆申告書等の閲覧	1件につき	300円	
市長が認める分筆申告書等の写しの交付 (閲覧を含む。)	1件につき	300円	
固定資産に係る備付け地図の閲覧	1件につき	300円	
固定資産に係る備付け地図の写しの交付 (閲覧を含む。)	1枚につき	300円	

」に

改める。

別表第2第2項第1号オ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項第

2号エ（ア）中「820,000円」を「830,000円」に改め、同号エ（イ）中「990,000円」を「1,010,000円」に改め、同号エ（ウ）中「1,100,000円」を「1,120,000円」に改め、同号エ（エ）中「1,400,000円」を「1,420,000円」に改め、同号エ（オ）中「1,640,000円」を「1,660,000円」に改め、同号エ（カ）中「3,850,000円」を「3,880,000円」に改め、同号エ（キ）中「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同号オ（ア）中「1,120,000円」を「1,130,000円」に改め、同号オ（イ）中「1,330,000円」を「1,340,000円」に改め、同号オ（ウ）中「1,480,000円」を「1,500,000円」に改め、同号オ（オ）中「2,120,000円」を「2,140,000円」に改め、同号オ（カ）中「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同項第3号カ（オ）中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第6項第1号エ（ウ）中「950,000円」を「990,000円」に改め、同号エ（オ）中「1,650,000円」を「1,720,000円」に改め、同号エ（カ）中「3,180,000円」を「3,320,000円」に改め、同号エ（キ）中「3,890,000円」を「4,060,000円」に改め、同号エ（ク）中「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第7項第1号ア（イ）中「410,000円」を「430,000円」に改め、同号ア（エ）中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号ア（オ）中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同号ア（カ）中「2,830,000円」を「2,950,000円」に改め、同号ア（キ）中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同号ア（ク）中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

固定資産に係る備付け地図の写しの交付等に係る手数料を徴収するため、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所の設置許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するため、本案を提出する。